

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫小牧市立泉野小学校 令和6年（2024年）

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

泉野小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめは、決して許される行為ではありません。本校では以下の方針を掲げながら、いじめの防止に向けて指導を進めています。

【学校いじめ防止基本方針】

- ◎いじめは絶対に許さない。
- ◎いじめを絶対に見逃さない。
- ◎教職員、児童、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。

泉野小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために【いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）】を中心に取り組みます。

定例会として、学期に1回（年3回）委員会を開き、情報交流を進めることでいじめの防止につなげ、いじめが認知された場合はその対応に関して協議します。なお、いじめの事案が発生したときは、随時、臨時会として委員会を開催しながら対応を進めます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

【いじめアンケートの実施】

年に2回実施します。児童の様子への把握に努めます。いじめが認知された場合は早急に対応を進めます。

【個別懇談週間の実施】

前後期各1回、年に2回実施します。担任が児童一人一人と対話する中で、児童の悩み解消や自己肯定感の向上を目指します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

泉野小学校のいじめ対策組織担当は、生徒指導主事です。

連絡先 0144-72-3817（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局教育相談電話	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター